

不当労働行為救済命令取消請求事件

原告 全国一般東京ゼネラルユニオン 外1名

被告 東京都

証 拠 説 明 書

令和5年3月17日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 加藤 桂 子



号証	標 目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立 証 趣 旨	
甲1	組合加入通知 及び団体交渉 の申し入れ	写し	2020.7.30	原告ら	2020（令和2）年7月30日に、原告らが東京都教育委員会に対して、本書記載の10項目の要求事項を議題とする団体交渉申し入れを行ったこと。
甲2	メール	写し	2020.8.6	東京都教育庁 人事部勤務課 労務担当	東京都教育委員会が、2020（令和2）年8月6日、上記原告らの団体交渉の申し入れに対し、応じない旨の電子メールを原告らへ送信したこと。
甲3	決定書	写し	2022.7.19	東京都 労働委員会	東京都労働委員会が、2022（令和4）年7月19日、本件申立てを却下する旨の決定を行なったこと。

以上